

令和7年（受）第466号 上告受理事件

申立人 大江千束 外6名

相手方 国

上告受理申立理由書

（目次）

2025（令和7）年3月21日

最高裁判所 [redacted] 御中

申立人ら代理人 弁護士 上杉 崇子

弁護士 寺原真希子

ほか [redacted]

申立人らは以下のとおり、貴庁に対して上告受理申立理由書の目次について主張する。

記

第1	はじめに	1 頁
1	原判決の判示の概要	1 頁
2	原判決の判例違反	1 頁
3	国賠法1条1項の解釈の誤り	2 頁
第2	「違憲の明白性」要件に関する判例違反	3 頁
1	明白性の対象に関する判例解釈の誤り	3 頁
2	最高裁が判断を示していないことが違憲の明白性を否定する理由としたことについての誤り	6 頁
第3	国賠法1条1項に関する解釈違反について	9 頁
1	序論	9 頁

2	「違憲の明白性」要件について（2021年3月）	10 頁
(1)	本件の明白性の対象について	10 頁
(2)	明白性の存在	11 頁
(3)	まとめ	18 頁
(4)	原判決の判示への反論	18 頁
3	「長期間の懈怠」要件について	20 頁
(1)	判例を踏まえたこれまでの理解	20 頁
(2)	本件における「長期間の懈怠」要件	21 頁
4	まとめ	26 頁